

令和5年2月3日
中銀アセットマネジメント株式会社

せとうち応援株式ファンド（愛称：せとうちサポーター）の 販売会社追加について

中銀アセットマネジメント株式会社（岡山市北区柳町二丁目11番23号 代表取締役 中西 啓介）が設定・運用する「せとうち応援株式ファンド（愛称：せとうちサポーター）」の販売会社に、令和5年2月6日（月）より、株式会社トマト銀行（岡山市北区番町二丁目3番4号 取締役社長 高木 晶悟）が追加となりますので、お知らせいたします。

当ファンドでは、地元で経済価値と雇用を創出する企業と地元の投資者の皆さまを結びつけ、良好な資金循環を創出することで、相互に成長を享受することを地域に根差した運用会社として取り組んでまいります。

当社は、地元の皆さまに寄り添い、資産運用を通じて地元へ貢献する会社となることを目指しており、グループ会社である中国銀行とともに、トマト銀行を当ファンドの販売会社に迎えることで、おかやま共創パートナーシップの趣旨に沿った取り組みを進め、地域の資産を地域で生かす投資活動を展開してまいります。

【ご参考】販売会社（五十音順）：アイザワ証券、中銀証券、中国銀行、トマト銀行

以上

・ 本件に関するお問い合わせ

中銀アセットマネジメント株式会社 マーケティング部 086-224-5310

【受付時間：営業日の午前9時～午後5時】

【ファンドのリスクについて】

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株価変動リスク」「為替変動リスク」「信用リスク」「流動性リスク」等があります。当ファンドは、実質的に国内外の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

【ファンドの費用について】

- 購入時手数料 / 3.3% (税抜3.0%) 以内で販売会社が独自に定める率
*詳しくは販売会社にご確認ください。
- 信託財産留保額 / ありません。
- 運用管理費用 (信託報酬) / 年率1.133% (税抜1.03%)
実質的な負担 / 年率1.254%程度 (税抜1.14%程度)
- その他費用・手数料 / 監査費用、有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等が信託財産から支払われます。

投資者のみなさまにご負担いただく費用の合計額については、保有期間や運用状況などによって異なりますので表示することができません。ファンドに係る費用・税金の詳細につきましては、投資信託説明書 (交付目論見書) をご覧ください。

【その他の留意点】

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定 (いわゆるクーリング・オフ) の適用はありません。当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護対象ではありません。また、販売会社が登録金融機関の場合、証券会社とは異なり、投資者保護基金に加入しておりません。

本資料は投資信託説明書 (交付目論見書) ではありません。

お申込みの際は、必ず投資信託説明書 (交付目論見書) をご覧ください。

商号等 中銀アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 中国財務局長 (金商) 第10号
加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
お問い合わせ先 086-224-5310 (受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)
ホームページ <https://www.chugin-am.jp/>